

手話言語条例制定に向けた背景について

1 手話言語条例とその周辺の経緯

- 平成 18 年 12 月 国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択
手話が言語であることが世界的に認められる
- 平成 23 年 8 月 障害者基本法改正
手話が言語であることを明記
- 平成 26 年 1 月 障害者の権利に関する条約に日本が批准
- 平成 28 年 3 月 埼玉県手話言語条例制定

2 手話言語条例成立状況

34 道府県/17 区/320 市/82 町/3 村 計 456 自治体
(2022 年 7 月 11 日現在全日本ろうあ連盟)

○埼玉県 (40 自治体成立)

埼玉県、朝霞市、三芳町、富士見市、三郷市、
桶川市、ふじみの市、久喜市、熊谷市、川口市、
蓮田市、秩父市、行田市、本庄市、小鹿野町、
横瀬町、長瀬町、皆野町、越谷市、上尾市、
伊奈町、川越市、八潮市、北本市、加須市、
神川町、鴻巣市、毛呂山町、東松山市、坂戸市、
吉川市、美里町、戸田市、白岡市、入間市、
深谷市、滑川町、蕨市、草加市、嵐山町